

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2021年2月10日

【四半期会計期間】 第62期第3四半期(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)

【会社名】 日本電子材料株式会社

【英訳名】 JAPAN ELECTRONIC MATERIALS CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大久保 和正

【本店の所在の場所】 兵庫県尼崎市西長洲町2丁目5番13号

【電話番号】 06(6482)2007

【事務連絡者氏名】 専務取締役 管理部門統括部長 足立 安孝

【最寄りの連絡場所】 兵庫県尼崎市西長洲町2丁目5番13号

【電話番号】 06(6482)2007

【事務連絡者氏名】 専務取締役 管理部門統括部長 足立 安孝

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第61期 第3四半期 連結累計期間	第62期 第3四半期 連結累計期間	第61期
会計期間		自 2019年4月1日 至 2019年12月31日	自 2020年4月1日 至 2020年12月31日	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
売上高	(百万円)	11,248	13,247	15,669
経常利益	(百万円)	807	1,753	993
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益	(百万円)	790	1,325	1,076
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	686	1,287	1,049
純資産額	(百万円)	11,741	13,234	12,101
総資産額	(百万円)	20,803	23,715	20,654
1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	74.61	125.17	101.62
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)		124.98	
自己資本比率	(%)	56.4	55.8	58.6

回次		第61期 第3四半期 連結会計期間	第62期 第3四半期 連結会計期間
会計期間		自 2019年10月1日 至 2019年12月31日	自 2020年10月1日 至 2020年12月31日
1株当たり四半期純利益	(円)	39.17	44.25

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載して
おりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第61期第3四半期連結累計期間及び第61期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、
潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容
について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、設備投資の下げ止まり等、一部で持ち直しの動きがみられたものの、新型コロナウイルス感染症の再拡大により、依然として厳しい状況が続きました。海外経済につきましても、同様の影響により、先行きは不透明な状況で推移いたしました。

当社グループの主たる事業分野である半導体市場は、在宅勤務の拡大やライフスタイルの変化に伴う“巣ごもり需要”により、パソコンやデータセンター関連機器、ゲーム機等の需要増加に支えられ堅調に推移いたしました。さらに、IoTやAIの活用の進展、第5世代移動通信システム「5G」の普及を見据え、半導体メーカーの設備投資意欲も改善傾向となりました。

このような事業環境の中、当第3四半期連結累計期間の売上高につきましては、サーバーやパソコン向けに需要が拡大したメモリーIC向けの製品の拡販が進んだことにより、前年同四半期を上回る結果となりました。利益面につきましても、売上高の増加等により、前年同四半期を上回る結果となりました。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の業績につきましては、売上高は13,247百万円（前年同四半期比17.8%増）、営業利益は1,915百万円（前年同四半期比128.9%増）、経常利益は1,753百万円（前年同四半期比117.2%増）となりました。親会社株主に帰属する四半期純利益につきましては、1,325百万円（前年同四半期比67.8%増）となりました。

なお、報告セグメント別の業績は以下のとおりです。

半導体検査用部品関連事業

売上高につきましては、堅調に推移するデータセンターやパソコン向け需要を背景に、メモリーIC向けの製品の拡販が進んだことにより、前年同四半期を上回る結果となりました。利益面につきましても、売上高の増加に伴い、前年同四半期を上回りました。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は13,105百万円（前年同四半期比18.2%増）、セグメント利益は2,689百万円（前年同四半期比78.3%増）となりました。

電子管部品関連事業

電子管部品関連事業の売上高は142百万円（前年同四半期比8.9%減）、セグメント利益は4百万円（前年同四半期比24.3%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の資産合計は、前連結会計年度末に比べ3,060百万円増加し、23,715百万円となりました。

これは主として、現金及び預金が1,244百万円減少いたしました。受取手形及び売掛金が2,222百万円、預け金が2,100百万円増加したこと等によるものであります。

負債合計は、前連結会計年度末に比べ1,927百万円増加し、10,480百万円となりました。

これは主として、設備電子記録債務が391百万円減少いたしました。長期借入金が1,905百万円、支払手形及び買掛金が258百万円増加したこと等によるものであります。

純資産合計は、前連結会計年度末に比べ1,132百万円増加し、13,234百万円となりました。

これは主として、為替換算調整勘定が38百万円減少いたしました。利益剰余金が1,166百万円増加したこと等によるものであります。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について、重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は1,106百万円であります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2020年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年2月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	10,604,880	11,304,880	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	10,604,880	11,304,880		

(注) 2021年1月1日から本四半期報告書提出日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式数が700,000株増加しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、以下の通りであります。

第1回新株予約権(行使価額修正条項及び行使許可条項付)(2020年11月30日発行)	
決議年月日	2020年11月12日
新株予約権の数(個)	20,000(新株予約権1個につき100株)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,000,000(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初行使価額 1,606(注)4
新株予約権の行使期間	2020年12月1日~2022年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)6
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権の行使の条件	(注)8
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)9

新株予約権の発行時(2020年11月30日)における内容を記載しております。

(注) 1. 当該新株予約権は行使価額修正条項及び行使許可条項付新株予約権であります。

2. 当該行使価額修正条項及び行使許可条項付新株予約権付社債券等の特質

(1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は2,000,000株、割当株式数(注3.(1)に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(注4.(2)に定義する。)が修正されても変化しない(但し、注3に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。

- (2) 行使価額の修正基準
 本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の93%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日以降、当該金額に修正される。
- (3) 行使価額の修正頻度
 行使の際に注2.(2)に記載の条件に該当する都度、修正される。
- (4) 行使価額の下限
 本新株予約権に係る下限行使価額は、1,285円とする。但し、注4.(4)の規定を準用して調整される。
- (5) 交付株式数の上限
 本新株予約権の目的である当社普通株式数は2,000,000株(2020年9月30日現在の発行済株式総数に対する割合は18.86%)である。
- (6) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限
 2,574,620,000円(注2.(4)に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。但し、本新株予約権の一部は行使されない可能性がある。)
- (7) 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、注7を参照)。

3. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式2,000,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、注3.(2)乃至(5)により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。
 調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 株式分割等の比率
- (3) 当社が注4.(4)の規定に従って行使価額の調整を行う場合(但し、株式分割等を原因とする場合を除く。)には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、注4.(4)に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
- (4) 注3に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る注4.(4)、及びによる行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、注4.(4)の5に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

4. 新株予約権の行使時の払込金額

- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初1,606円とする。
- (3) 行使価額の修正
 行使価額は、割当日の翌取引日以降、修正日の直前取引日の東京証券取引所における終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の93%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額(以下「修正日行使価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日行使価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が1,285円(以下「下限行使価額」といい、注4.(4)の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

(4) 行使価額の調整

当社は、当社が本新株予約権の発行後、注4.(4)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- 注4.(4)の2に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- 株式の分割により普通株式を発行する場合調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- 注4.(4)の2に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は注4.(4)の2に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(無償割当てによる場合を含む。但し、ストックオプション制度に基づき新株予約権を交付する場合を除く。)調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに注4.(4)の2に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))に関して、当該調整前に注4.(4)の3による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。
- 注4.(4)1乃至3の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、注4.(4)1乃至3にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、注4.(4)の5の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

- 3 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、注4.(4)の2の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

注4.(4)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

- 1 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - 2 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - 3 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- 注4.(4)の規定にかかわらず、注4.(4)に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が注4.(3)に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。

行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、注4.(4)の5に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額

3,216,620,000円

(注) 注4.(3)又は(4)により、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、当該行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使請求に係る交付株式数で除した額とする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、2022年11月30日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (3) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき公表を行った場合又は当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って取得日の2週間前までに通知をした上で、当該組織再編行為の効力発生日より前のいずれかの日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (4) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

8. 新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

9. 本新株予約権の譲渡に関する事項

割当予定先は、当社と締結の第三者割当て契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要する。

10. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について所有者との間の取決めの内容

本新株予約権には、当社が本新株予約権の行使を許可した場合に限り、割当先は本新株予約権を行使できる旨が定められた行使許可条項が付与されており、当社が、当社の事業環境や資金需要、株価水準等を総合的に勘案し、行使許可を行うかどうかを判断することができる仕組みとなっている。なお、割当先との間で、次の内容を含む第三者割当て契約を締結している。

- (1) 割当先は、本第三者割当て契約に従って当社に対して行使許可申請書を提出し、これに対して当社が行使許可書により本新株予約権の行使を許可した場合に限り、行使許可期間に、行使許可書に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できる。また、割当先は、何度でも行使許可の申請を行うことができるが、当該申請の時点で、それ以前になされた行使許可に基づき本新株予約権の行使を行うことが可能である場合には、行使許可の申請を行うことはできない。
- (2) 当社は、行使許可を行った後、行使許可期間中に、当該行使許可を取り消す旨を割当先に通知することができ、この場合、通知の翌取引日から、割当先は当該行使許可に基づき本新株予約権を行使することができない。
- (3) 東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、原則として、単一暦月中にMSCB等（同規則に定める意味を有する。以下同じ。）の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限する。

11. 当社の株券の売買に関する事項について所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

12. 当社の株券の貸借に関する事項について所有者と当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

該当事項はありません。

13. その他投資者の保護を図るため必要な事項

割当先と締結の第三者割当て契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨、並びに、割当先は、本新株予約権を他の者に譲渡する場合には、割当先の本第三者割当て契約上の地位及びこれに基づく権利義務も共に当該譲受人に対し譲渡する旨を定めている。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年10月1日～ 2020年12月31日		10,604,880		983		1,202

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2020年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2020年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 15,500		
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,573,700	105,737	
単元未満株式	普通株式 15,680		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	10,604,880		
総株主の議決権		105,737	

【自己株式等】

2020年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本電子材料株式会社	兵庫県尼崎市西長洲町2 丁目5番13号	15,500		15,500	0.14
計		15,500		15,500	0.14

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,744	2,499
受取手形及び売掛金	5,148	7,371
電子記録債権	721	584
有価証券	141	135
製品	278	792
仕掛品	1,244	913
原材料及び貯蔵品	1,554	1,632
預け金	46	2,146
その他	218	229
貸倒引当金	4	7
流動資産合計	13,093	16,297
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	2,628	2,556
機械装置及び運搬具（純額）	2,482	2,732
建設仮勘定	386	203
その他（純額）	1,032	972
有形固定資産合計	6,529	6,465
無形固定資産		
	179	196
投資その他の資産		
その他	853	756
貸倒引当金	0	0
投資その他の資産合計	852	755
固定資産合計	7,561	7,417
資産合計	20,654	23,715
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,009	1,268
電子記録債務	1,005	977
設備電子記録債務	591	199
1年内返済予定の長期借入金	1,113	1,307
賞与引当金		194
その他	1,066	903
流動負債合計	4,786	4,851
固定負債		
長期借入金	3,619	5,525
その他	146	103
固定負債合計	3,766	5,629
負債合計	8,553	10,480

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2020年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	983	983
資本剰余金	1,202	1,202
利益剰余金	10,051	11,217
自己株式	15	15
株主資本合計	12,221	13,387
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	0	1
為替換算調整勘定	120	159
その他の包括利益累計額合計	119	158
新株予約権		4
純資産合計	12,101	13,234
負債純資産合計	20,654	23,715

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自2020年4月1日 至2020年12月31日)
売上高	11,248	13,247
売上原価	7,774	8,465
売上総利益	3,474	4,782
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	619	637
賞与引当金繰入額	25	27
退職給付費用	13	13
研究開発費	844	1,106
その他	1,133	1,082
販売費及び一般管理費合計	2,637	2,867
営業利益	836	1,915
営業外収益		
受取利息	10	8
材料屑売却益	2	8
固定資産売却益	18	
その他	11	10
営業外収益合計	42	27
営業外費用		
支払利息	15	21
為替差損	44	157
固定資産廃棄損	4	1
その他	7	7
営業外費用合計	71	188
経常利益	807	1,753
特別利益		
投資有価証券売却益	129	
特別利益合計	129	
税金等調整前四半期純利益	936	1,753
法人税、住民税及び事業税	145	340
法人税等調整額	1	88
法人税等合計	146	428
四半期純利益	790	1,325
親会社株主に帰属する四半期純利益	790	1,325

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
四半期純利益	790	1,325
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	0	0
為替換算調整勘定	103	38
その他の包括利益合計	103	38
四半期包括利益	686	1,287
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	686	1,287

【注記事項】

(追加情報)

前連結会計年度の有価証券報告書の(追加情報)に記載した新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等を含む仮定について重要な変更はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
減価償却費	438百万円	681百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年5月13日 取締役会	普通株式	52	5	2019年3月31日	2019年6月11日	利益剰余金
2019年10月25日 取締役会	普通株式	52	5	2019年9月30日	2019年12月4日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年5月25日 取締役会	普通株式	84	8	2020年3月31日	2020年6月11日	利益剰余金
2020年10月22日 取締役会	普通株式	74	7	2020年9月30日	2020年12月2日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	四半期連結損益 計算書計上額 (注2)
	半導体検査用 部品関連事業	電子管部品 関連事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	11,092	156	11,248		11,248
セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	11,092	156	11,248		11,248
セグメント利益	1,508	6	1,515	678	836

(注) 1. セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない当社の総務・経理部門等の管理部門に係る費用であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	四半期連結損益 計算書計上額 (注2)
	半導体検査用 部品関連事業	電子管部品 関連事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	13,105	142	13,247		13,247
セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	13,105	142	13,247		13,247
セグメント利益	2,689	4	2,693	778	1,915

(注) 1. セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない当社の総務・経理部門等の管理部門に係る費用であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益(円)	74.61	125.17
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	790	1,325
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る 親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	790	1,325
普通株式の期中平均株式数(千株)	10,589	10,589
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益(円)		124.98
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)		
(うち支払利息(税額相当額控除後)(百万円))		
普通株式増加数(千株)		16
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(新株予約権の権利行使)

当社が2020年11月30日に発行した行使価額修正条項及び行使許可条項付新株予約権につき、当第3四半期連結会計期間終了後、2021年2月2日までの間に、以下のとおり、権利行使が行われております。

(1) 新株予約権の名称	第1回新株予約権
(2) 行使された新株予約権の個数	7,000個
(3) 発行株式の種類及び株式数	普通株式 700,000株
(4) 資本金増加額	738百万円
(5) 資本準備金増加額	738百万円

2 【その他】

第62期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)中間配当については、2020年10月22日開催の取締役会において、2020年9月30日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

- | | |
|------------------------|------------|
| (1) 配当金の総額 | 74百万円 |
| (2) 1株当たりの金額 | 7円 |
| (3) 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 2020年12月2日 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年2月10日

日本電子材料株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
神戸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 黒川 智哉 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 勢志 恭一 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本電子材料株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本電子材料株式会社及び連結子会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当

と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。